

# 監事監査報告書

令和5年5月27日

学校法人 鮎川学園  
理事会 御中  
評議員会 御中

学校法人 鮎川学園

監事 角田和子  
監事 藤樹淳一

私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人鮎川学園寄付行為第16

条の規定に基づき学校法人鮎川学園の令和3年度（令和4年4月1日から  
令和5年3月31日）の業務並びに財産の状況について監査を行った。

私たちは監査にあたり、理事会及び評議員会に出席し、理事から業務の報告  
を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するなど必要と思われる監査手続きを実施  
した。

監査の結果、学校法人鮎川学園の業務及び財産の状況は適切であり、不正の  
行為又は法令若しくは寄付行為に違反する重大な事実はないものと認める。

以上